

[事案 2020-301] 慰謝料請求

- ・令和 3 年 9 月 30 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2020-302] [事案 2020-303] [事案 2020-304] [事案 2020-305] の申立人の親族である。

<事案の概要>

募集人の不適切な募集行為について、調査結果の開示がなされないことを不服として、慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 30 年 9 月に契約した米国ドル建年金支払型養老保険について、募集人の不適切な募集行為が明らかとなり、令和 2 年 3 月に契約が取り消されたが、保険会社に対して公正公平な調査を行い、文書で回答することを求めたにもかかわらず、これに応じてもらえなかつたため、事実や責任の所在を明らかにできず、精神的身体的苦痛、時間的損失が生じたことから、慰謝料を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 調査結果は、個人情報等も含むもので社外秘のため開示できない。
- (2) 申立人らと当社との間では、本契約を取り消す際に同意書による合意形成がなされている。
その上で算出根拠が明確でない慰謝料を支払う合理的な理由が見出せない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結の経緯およびその後の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が調査内容を申立人に対して開示すべき法的な義務はなく、慰謝料を支払うべき不法行為があったとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。